

目黒区文化ホール及び目黒区美術館の指定管理者の候補者の選定結果について

目黒区文化ホール（以下「文化ホール」という。）及び目黒区美術館（以下「美術館」という。）の指定管理者候補者について、「目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者選定評価委員会」で評価を行い、この結果をもとに以下のとおり指定管理者の候補者を決定する。

1 指定管理者の概要

(1) 施設名称及び指定する団体

対象施設	指定する団体	
	団体名	所在地
目黒区文化ホール	公益財団法人 目黒区芸術文化振興財団	目黒区八雲一丁目1番1号
目黒区美術館	公益財団法人 目黒区芸術文化振興財団	目黒区八雲一丁目1番1号

(2) 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

2 選定方法

「目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者選定評価委員会設置要綱」に基づき設置された「目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者選定評価委員会」（別表）で、一次評価（書類審査）と二次評価（面接審査）を行った。

3 選定の概要

(1) 評価の概要

ア 文化ホール

(ア) 一次評価（書類審査）の評価項目

- 平成26～30年度の指定管理に係る文化ホールの事業実績評価項目

I サービスの実施に関する事項（40点）	配点
1 管理運営の基本方針	
(1) 基本方針は目黒区文化ホールの設置目的を最大限に発揮する内容となっている。	5
(2) 基本方針に沿って、質の高い事業が行われており、十分成果を上げている。	5
2 施設利用の利便性向上、平等な利用への取組	
(1) ホールの利用は、利用しやすく公平な利用を確保している。	5
(2) 利用者のトラブル・苦情は適切に処理されている。	5
(3) 高齢者、障害のある人等への対応が考慮されている。	5

3 施設利用者・来館者の満足度向上への取組		
(1) 施設利用者・来館者の満足度向上に積極的に取組み、満足度の高い評価を得ている。	5	
(2) 区民・利用者の声を反映できている。	5	
4 施設・事業の周知への取組		
(1) 施設・事業の周知が適切に行われている。	5	
II 地域の芸術文化振興に関する事項（15点）		
1 区民の芸術文化活動の支援		
(1) 区民の芸術文化活動支援を積極的に行っている。	5	
2 教育活動及び区民が芸術文化に触れる機会の創出		
(1) 学習練習事業を通じて、子どもたちや区民が芸術文化に親しみ・深める機会を創出している。（自主事業を含む）	5	
3 指定管理事業の公演等の実施成果		
(1) 指定公演事業として、創造的で文化的な公演を実施している。	5	
III 経営能力等に関する事項（40点）		
1 良好な施設・設備の維持への取組		
(1) 設備、備品の保守管理についての基本方針及び具体案がある。	5	
(2) 設備、備品の保守管理が適切に行われている。	5	
2 危機管理・安全対策への取組		
(1) 人的な安全管理が確保されている。	5	
(2) 施設の安全管理が確保されている。	5	
(3) 危機管理体制が確立されている。	5	
3 執行体制、人材確保・育成への取組		
(1) 組織運営が適切に行われている。	5	
(2) 業務を行う上で必要な人員配置・人材育成に取り組んでいる。	5	
4 情報管理の取組		
(1) 個人情報保護、情報公開等、情報管理が適切に行われている。	5	
IV 管理運営の効率化に関する事項（15点）		
1 管理運営の効率化		
(1) 事業収支面の努力が図られている。	5	
(2) 効率的な組織運営のための取組みが行われている。	5	
2 利用料金制の活用		
(1) 利用料金制度のメリットを効果的に活用している。	5	

○ 平成31～35年度の指定管理に係る文化ホールの事業計画評価項目

I サービスの実施に関する事項（60点）		
1 管理運営の基本方針	20	
2 施設利用の利便性向上、平等な利用への取組	10	
3 施設利用者・来館者の満足度向上への取組	20	
4 施設・事業の周知への取組	10	

II 地域の芸術文化振興に関する事項（50点）		
1	基本方針	10
2	芸術文化事業への取組（鑑賞事業）	20
3	芸術文化事業への取組（地域との連携）	20
III 経営能力等に関する事項（80点）		
1	良好な施設・設備の維持への取組	10
2	危機管理・安全対策への取組	20
3	執行体制、人材確保への取組	20
4	情報管理への取組	10
5	団体の業務実績	20
IV 管理運営の効率化に関する事項（30点）		
1	収支計画	10
2	経費の効率化への取組	20
V 提案に関する事項（10点）		
1	提案	10

団体評価（30点）		
1	経営に関する評価	30

(イ) 二次評価（面接審査）の評価項目

I 指定管理者制度及び目黒区文化ホールに対する理解と、取組みの姿勢（80点）		
1	施設の管理運営及び事業について明確かつ適切なビジョンを有しているか。	50
2	委員からの質疑に対する回答が的確であったか。	30
II 指定管理業務遂行に対する意識（90点）		
1	指定管理者になることについて意欲、熱意が感じられたか。	50
2	書類審査の結果及びプレゼンテーション、ヒアリングの質疑を通じて判断し、指定管理者としてふさわしいか。	40

イ 美術館

(ア) 一次評価（書類審査）の評価項目

○ 平成26～30年度の指定管理に係る美術館の事業実績評価項目

I サービスの実施に関する事項（40点）		配点
1 管理運営の基本方針		
(1)	基本方針は目黒区美術館の設置目的を最大限に発揮する内容となっている。	5
(2)	基本方針に沿って、質の高い事業が行われており、十分成果を上げている。	5
2 施設利用の利便性向上、平等な利用への取組		
(1)	区民ギャラリーの利用は、利用しやすく公平な利用を確保している。	5
(2)	利用者のトラブル・苦情は適切に処理されている。	5
(3)	高齢者、障害のある人等への対応が考慮されている。	5

3 施設利用者・来館者の満足度向上への取組		
(1) 施設利用者・来館者の満足度向上に積極的に取組み、満足度の高い評価を得ている。	5	
(2) 区民・利用者の声を反映できている。	5	
4 施設・事業の周知への取組		
(1) 施設・事業の周知が適切に行われている。	5	
II 地域の芸術文化振興に関する事項（15点）		
1 区民の芸術文化活動の支援		
(1) 区民の芸術文化活動支援を積極的に行っている。	5	
2 教育活動及び区民が美術に触れる機会の創出		
(1) 教育普及事業を円滑かつ効果的に実施している。（自主事業を含む）	5	
3 指定管理事業の展覧会等の実施成果		
(1) 指定展覧会事業を円滑かつ効果的に実施している。	5	
III 経営能力等に関する事項（40点）		
1 良好な施設・設備の維持への取組		
(1) 設備、備品の保守管理についての基本方針及び具体案がある。	5	
(2) 設備、備品の保守管理が適切に行われている。	5	
2 危機管理・安全対策への取組		
(1) 人的な安全管理が確保されている。	5	
(2) 施設の安全管理が確保されている。	5	
(3) 危機管理体制が確立されている。	5	
3 執行体制、人材確保・育成への取組		
(1) 組織運営が適切に行われている。	5	
(2) 業務を行う上で必要な人員配置・人材育成に取り組んでいる。	5	
4 情報管理の取組		
(1) 個人情報保護、情報公開等、情報管理が適切に行われている。	5	
IV 管理運営の効率化に関する事項（15点）		
1 管理運営の効率化		
(1) 事業収支面の努力が図られている。	5	
(2) 効率的な組織運営のための取組みが行われている。	5	
2 利用料金制の活用		
(1) 利用料金制度のメリットを効果的に活用している。	5	

○ 平成31～35年度の指定管理に係る美術館の事業計画評価項目

I サービスの実施に関する事項（60点）		
1 管理運営の基本方針	20	
2 施設利用の利便性向上、平等な利用への取組	10	
3 施設利用者・来館者の満足度向上への取組	20	
4 施設・事業の周知への取組	10	

II 地域の芸術文化振興に関する事項 (50点)		
1	基本方針	10
2	芸術文化振興への取組	20
3	区民の芸術文化活動支援への取組	20
III 経営能力等に関する事項 (80点)		
1	良好な施設・設備の維持への取組	10
2	危機管理・安全対策への取組	20
3	執行管理体制・人材確保への取組	20
4	情報管理への取組	10
5	団体の業務実績	20
IV 管理運営の効率化に関する事項 (30点)		
1	収支計画	10
2	経費の効率化への取組	20
V 提案に関する事項 (10点)		
1	提案	10

団体評価 (30点)		
1	経営に関する評価	30

(イ) 二次評価 (面接審査) の評価項目

I 指定管理者制度及び目黒区美術館に対する理解と、取組みの姿勢 (80点)		
1	施設の管理運営及び事業について明確かつ適切なビジョンを有しているか。	50
2	委員からの質疑に対する回答が的確であったか。	30
II 指定管理業務遂行に対する意識 (90点)		
1	指定管理者になることについて意欲、熱意が感じられたか。	50
2	書類審査の結果及びプレゼンテーション、ヒアリングの質疑を通じて判断し、指定管理者としてふさわしいか。	40

(2) 評価結果

ア 文化ホール

(ア) 一次評価 (書類審査)

○ 平成26～30年度の指定管理に係る文化ホールの事業実績評価項目

		配点	評価
I サービスの 実施に 関する事 項	1 管理運営の基本方針		
	(1) 基本方針は目黒区文化ホールの設置目的を最大限に発揮する内容となっている。	5	4.2
	(2) 基本方針に沿って、質の高い事業が行われており、十分成果を上げている。	5	4.0
	2 施設利用の利便性向上、平等な利用への取組		
	(1) ホールの利用は、利用しやすく公平な利用を確保している。	5	4.4
	(2) 利用者のトラブル・苦情は適切に処理されている。	5	3.8
	(3) 高齢者、障害のある人等への対応が考慮されている。	5	4.0
	3 施設利用者・来館者の満足度向上への取組		
	(1) 施設利用者・来館者の満足度向上に積極的に取組み、満足度の高い評価を得ている。	5	3.8
	(2) 区民・利用者の声を反映できている。	5	3.8
	4 施設・事業の周知への取組		
	(1) 施設・事業の周知が適切に行われている。	5	4.2
	小計		40
II 地域の芸 術文化振 興に関す る事項	1 区民の芸術文化活動の支援		
	(1) 区民の芸術文化活動支援を積極的に行っている。	5	4.4
	2 教育活動及び区民が芸術文化に触れる機会の創出		
	(1) 学習練習事業を通じて、子どもたちや区民が芸術文化に親しみ・深める機会を創出している。(自主事業を含む)	5	4.4
	3 指定管理事業の公演等の実施成果		
	(1) 指定公演事業として、創造的で文化的な公演を実施している。	5	4.0
小計		15	12.8
III 経営能力 等に関す る事項	1 良好な施設・設備の維持への取組		
	(1) 設備、備品の保守管理についての基本方針及び具体案がある。	5	3.6
	(2) 設備、備品の保守管理が適切に行われている。	5	3.6
	2 危機管理・安全対策への取組		
	(1) 人的な安全管理が確保されている。	5	3.6
	(2) 施設の安全管理が確保されている。	5	3.6
	(3) 危機管理体制が確立されている。	5	3.4
	3 執行体制、人材確保・育成への取組		
	(1) 組織運営が適切に行われている。	5	3.6
	(2) 業務を行う上で必要な人員配置・人材育成に取組んでいる。	5	3.4
	4 情報管理の取組		
	(1) 個人情報保護、情報公開等、情報管理が適切に行われている。	5	3.4
	小計		40

IV 管理運営 の効率化 に関する 事項	1 管理運営の効率化		
	(1) 事業収支面の努力が図られている。	5	4.0
	(2) 効率的な組織運営のための取組みが行われている。	5	3.8
	2 利用料金制の活用		
	(1) 利用料金制度のメリットを効果的に活用している。	5	4.0
	小計	15	11.8
	合計	110	85.0

○ 平成31～35年度の指定管理に係る文化ホールの事業計画評価項目		配点	評価
I サービスの 実施に関する 事項	1 管理運営の基本方針	20	15.2
	2 施設利用の利便性向上、平等な利用への取組	10	7.4
	3 施設利用者・来館者の満足度向上への取組	20	14.8
	4 施設・事業の周知への取組	10	7.8
	小計	60	45.2
II 地域の芸術 文化振興に 関する事項	1 基本方針	10	7.6
	2 芸術文化事業への取組（鑑賞事業）	20	15.2
	3 芸術文化事業への取組（地域との連携）	20	15.6
小計	50	38.4	
III 経営能力 等に関する 事項	1 良好な施設・設備の維持への取組	10	7.4
	2 危機管理・安全対策への取組	20	14.4
	3 執行体制、人材確保への取組	20	12.8
	4 情報管理への取組	10	6.8
	5 団体の業務実績	20	15.2
	小計	80	56.6
IV 管理運営の 効率化に関 する事項	1 収支計画	10	6.8
	2 経費の効率化への取組	20	14.0
	小計	30	20.8
V 提案に関す る事項	1 提案	10	7.2
合計	230	168.2	

団体評価		
1 経営に関する評価	30	25.2
一次評価総計	370	278.4

(イ) 二次評価（面接審査）

I 指定管理者制度及び目黒区文化ホールに対する理解と、取組みの姿勢		
1 施設の管理運営及び事業について明確かつ適切なビジョンを有しているか。	50	39.0
2 委員からの質疑に対する回答が的確であったか。	30	22.8
小計	80	61.8

II 指定管理業務遂行に対する意識		
1 指定管理者になることについて意欲、熱意が感じられたか。	50	38.0
2 書類審査の結果及びプレゼンテーション、ヒアリングの質疑を通じて判断し、指定管理者としてふさわしいか。	40	31.2
小計	90	69.2
三次評価総計	170	131.0
総合得点	540	409.4

#### (ウ) 選定理由

文化ホールは、「目黒区文化ホール条例」により、芸術文化の振興を図り、もって区民生活の向上に資することを目的に設置され、適切な管理運営を行う必要がある。

現在は、「指定管理者制度活用の基本方針」（平成17年1月制定、平成20年5月最終改定）に基づき、公益財団法人目黒区芸術文化振興財団（以下「芸文財団」という。）が平成26年度から30年度まで5年間指定管理を行っており、今回の選定においても、文化ホールの設置目的等を鑑みて、現在の指定管理者である芸文財団を被選定者とした。

選定にあたっては、これまでの指定期間中の運営評価結果の状況を踏まえるとともに、今後の取組姿勢を併せて総合的に評価し、指定管理者として適切であると判断した。

#### (エ) 選定評価委員の所見

芸文財団が文化ホールの次期指定管理期間の管理運営を行うに当たっては、次の点について留意することを求める。

- 高い理念を掲げつつも、現実的なアプローチを具体的な分析に基づいて応用している点は好感が持てる。今後もしっかりとした運営に期待したい。
- 地域の文化拠点としての実績は十分で、特に「パーシモン芸術文化ネットワーク」は目黒区の文化政策のキーワードである「文化縁」の形成に重要な役割を果たしていると感じる。今後も、地域社会と共にあるホールということを強く意識し続けていただきたい。
- 指定管理期間の達成目標と、職員の育成及び専門的知識・技能を有する職員の確保については、より具体化できるよう検討してもらいたい。
- 大規模改修工事に伴う区民への対応については、きめ細かな対応を取ってもらいたい。「めぐろで第九2020」等の事業では、商店街、企業との連携をさらに深め、地域に根付いたホールを目指していただきたい。
- 収益が発生した場合の返還について、意欲的な提案がなされていた。利用料金制のメリットも活用しながら更なる住民サービスの向上に努めてもらいたい。



イ 美術館

(ア) 一次評価 (書類審査)

○ 平成26～30年度の指定管理に係る美術館の事業実績評価項目

		配点	評価
I サービスの 実施に 関する事 項	1 管理運営の基本方針		
	(1) 基本方針は目黒区美術館の設置目的を最大限に発揮する内容となっている。	5	4.4
	(2) 基本方針に沿って、質の高い事業が行われており、十分成果を上げている。	5	4.4
	2 施設利用の利便性向上、平等な利用への取組		
	(1) 区民ギャラリーの利用は、利用しやすく公平な利用を確保している。	5	4.2
	(2) 利用者のトラブル・苦情は適切に処理されている。	5	3.8
	(3) 高齢者、障害のある人等への対応が考慮されている。	5	4.0
	3 施設利用者・来館者の満足度向上への取組		
	(1) 施設利用者・来館者の満足度向上に積極的に取組み、満足度の高い評価を得ている。	5	4.0
	(2) 区民・利用者の声を反映できている。	5	4.0
	4 施設・事業の周知への取組		
	(1) 施設・事業の周知が適切に行われている。	5	4.4
	小 計	40	33.2
II 地域の芸 術文化振 興に関す る事項	1 区民の芸術文化活動の支援		
	(1) 区民の芸術文化活動支援を積極的に行っている。	5	4.2
	2 教育活動及び区民が美術に触れる機会の創出		
	(1) 教育普及事業を円滑かつ効果的に実施している。(自主事業含む)	5	4.6
	3 指定管理事業の展覧会等の実施成果		
	(1) 指定展覧会事業を円滑かつ効果的に実施している。	5	4.4
小 計	15	13.2	
III 経営能力 等に関す る事項	1 良好な施設・設備の維持への取組		
	(1) 設備、備品の保守管理についての基本方針及び具体案がある。	5	3.8
	(2) 設備、備品の保守管理が適切に行われている。	5	3.6
	2 危機管理・安全対策への取組		
	(1) 人的な安全管理が確保されている。	5	3.6
	(2) 施設の安全管理が確保されている。	5	3.6
	(3) 危機管理体制が確立されている。	5	3.6
	3 執行体制、人材確保・育成への取組		
	(1) 組織運営が適切に行われている。	5	3.6
	(2) 業務を行う上で必要な人員配置・人材育成に取り組んでいる。	5	3.6
	4 情報管理の取組		
	(1) 個人情報保護、情報公開等、情報管理が適切に行われている。	5	3.4
小 計	40	28.8	

IV 管理運営 の効率化 に関する 事項	1 管理運営の効率化		
	(1) 事業収支面の努力が図られている。	5	4.2
	(2) 効率的な組織運営のための取組みが行われている。	5	4.0
	2 利用料金制の活用		
	(1) 利用料金制度のメリットを効果的に活用している。	5	4.2
	小計	15	12.4
合計		110	87.6

○ 平成31～35年度の指定管理に係る美術館の事業計画評価項目

		配点	評価
I サービスの 実施に関する 事項	1 管理運営の基本方針	20	16.4
	2 施設利用の利便性向上、平等な利用への取組	10	8.0
	3 施設利用者・来館者の満足度向上への取組	20	15.2
	4 施設・事業の周知への取組	10	8.0
	小計	60	47.6
II 地域の芸術文 化振興に関する 事項	1 基本方針	10	7.8
	2 芸術文化振興への取組	20	15.6
	3 区民の芸術文化活動支援への取組	20	16.0
	小計	50	39.4
III 経営能力等 に関する事 項	1 良好な施設・設備の維持への取組	10	7.2
	2 危機管理・安全対策への取組	20	14.0
	3 執行管理体制・人材確保への取組	20	13.6
	4 情報管理への取組	10	7.0
	5 団体の業務実績	20	16.0
	小計	80	57.8
IV 管理運営の 効率化に関 する事項	1 収支計画	10	7.2
	2 経費の効率化への取組	20	14.4
	小計	30	21.6
V 提案に関する 事項	1 提案	10	7.8
合計		230	174.2

団体評価		
1 経営に関する評価	30	25.2
一次評価総計	370	287.0

(イ) 二次評価 (面接審査)

I 指定管理者制度及び目黒区美術館に対する理解と、取組みの姿勢		
1 施設の管理運営及び事業について明確かつ適切なビジョンを有しているか。	50	43.0
2 委員からの質疑に対する回答が的確であったか。	30	24.0
小計	80	67.0
II 指定管理業務遂行に対する意識		
1 指定管理者になることについて意欲、熱意が感じられたか。	50	41.0
2 書類審査の結果及びプレゼンテーション、ヒアリングの質疑を通じて判断し、指定管理者としてふさわしいか。	40	34.4
小計	90	75.4
二次評価総計	170	142.4
総合得点	540	429.4

(ウ) 選定理由

・美術館は、「目黒区美術館条例」により、美術の振興を図り、教育及び文化の向上に資することを目的に設置され、適切な管理運営を行う必要がある。

現在は、「指定管理者制度活用の基本方針」(平成17年1月制定、平成20年5月最終改定)に基づき、芸文財団が平成26年度から30年度まで5年間指定管理を行っており、今回の選定においても、美術館の設置目的等を鑑みて、現在の指定管理者である芸文財団を被選定者とした。

選定にあたっては、これまでの指定期間中の運営評価結果の状況を踏まえるとともに、今後の取組姿勢を併せて総合的に評価し、指定管理者として適切であると判断した。

(エ) 選定評価委員の所見

芸文財団が美術館の次期指定管理期間の管理運営を行うに当たっては、次の点について留意することを求める。

- 事業者として限られた予算の中でも積極的な運営を期待する。
- 区民ギャラリーの利用について、これまでの実績と地域の実情に合わせた具体的な提案がなされていた。展覧会への区民の来館者増加も視野に入れ、引続き取組んでもらいたい。
- 観光との連携が強く意識されていたが、改正された「文化芸術基本法」の方針とも合致するものであり、目黒区美術館の特徴として力を入れて取組んでいただきたい。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、SNS等を活用した広報活動や区民の来館者を増やすために、地域のイベントとの日程調整等を図るなど様々な積極的な取組みを継続していただきたい。
- 区有施設見直し計画に係る区民センターの改修については未定だが、区民に親しまれる美術館、「区民に愛される美術館」を引続き目指してもらいたい。

5 添付資料

- (1) 目黒区文化ホールの管理に関する仮基本協定書(資料1)
- (2) 目黒区美術館の管理に関する仮基本協定書(資料2)

以 上

(別表) 目黒区文化ホール及び目黒区美術館指定管理者選定評価委員会構成 (敬称略)

氏名		所属	専門分野・経歴等
1 学識経験者			
委員長	かきうち えみこ 垣内 恵美子	政策研究大学院大学教授	【専門分野】 ・文化政策 【経歴】 ・神奈川県文化芸術振興審議会委員 ・川崎市文化芸術振興会議委員 ・新宿区文化振興会議委員 ・各地の文化施設指定管理者選定委員等 ・目黒区芸術文化振興計画改定懇話会副座長 (平成26年8月から28年3月まで)
副委員長	なかがわ あゆみ 中川 歩美	東京学芸大学非常勤講師	【経歴】 ・一般社団法人芸術と創造研究員
2 経営に関する有識者			
委員	もとにし ひろし 本橋 浩		【資格】 税理士
3 区民			
委員	たなか たもつ 田中 保	田道住区住民会議代表	
委員	きたがき 筒文 北澤 筒文	八雲住区住民会議会長	